

# 福井県環境基本計画 別冊（案）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地域脱炭素化促進事業」制度

再生可能エネルギー促進区域設定に関する県環境配慮基準



2026年3月

# 目次

## 第1章 県環境配慮基準の基本的事項

1 基準策定の趣旨	2
2 基準の位置づけ	2
3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類	3
4 基準の考え方	4
5 基準の見直し	4

## 第2章 県環境配慮基準の内容

1 除外区域	5
2 考慮すべき区域・考慮すべき事項	8

## 第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項

1 促進区域の設定に係る留意事項	26
2 地域の環境の保全のための取組みの設定に係る留意事項	26

### 【参考資料】

1 県環境配慮基準に基づくゾーニングマップ	28
2 参考となる指針等	32
3 用語等	33

# 第1章 県環境配慮基準の基本的事項

## 1 基準策定の趣旨

本県は、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス排出量49%削減の達成を目指し、県民、事業者、行政などの各主体の連携を強化し、省エネルギー化の推進や温室効果ガスを発生させないエネルギーへの転換に取り組んでいます。また、地域の資源である再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入拡大は、環境に十分配慮し、地域住民の理解を得ながら進めることとしています。

再エネの導入について、国は、令和4年4月に施行した改正地球温暖化対策推進法により、地域と共生する再エネ事業を促進する「地域脱炭素化促進事業」制度を創設し、市町等が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下、「促進区域」という。）および再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組みを自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する再エネ事業計画を認定する仕組みを導入しました。この制度に基づいて促進区域を設定する自治体は、全国的に増えてきており、令和6年5月に閣議決定された国の第6次環境基本計画では、本制度の活用促進を図り、地域共生型の再エネ事業の積極的な導入を目指すことが示されたことから、県内市町においても今後、本制度の活用が進むと見込まれます。

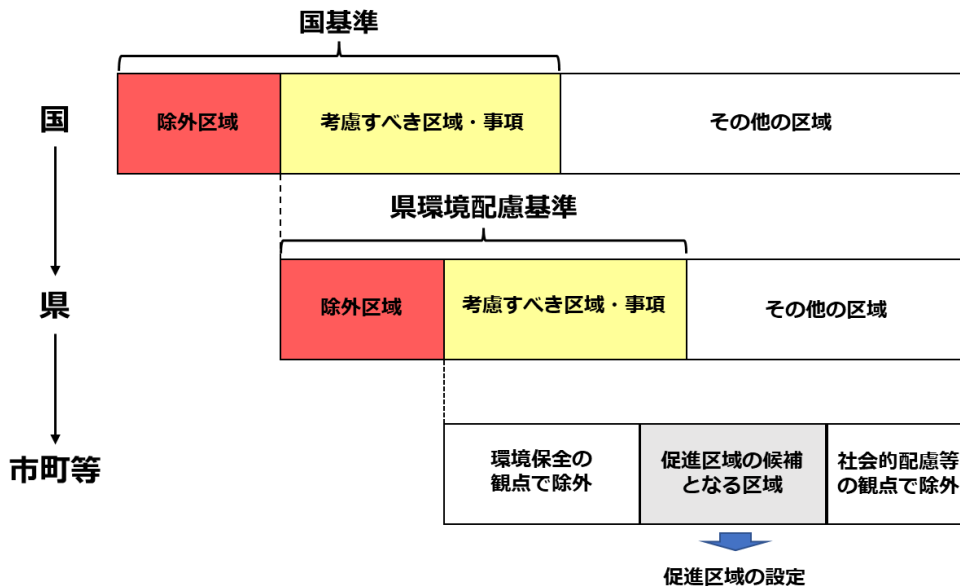
このため、県は、県環境配慮基準を定め、再エネの導入に当たっての前提である適正な環境保全を確保し、地域共生型の再エネ事業の導入の促進を図っていきます。

なお、県環境配慮基準は地球温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に定めるものであり、同実行計画と一体的に策定している「福井県環境基本計画」の別冊として位置づけます。

## 2 基準の位置づけ

県環境配慮基準は、地球温暖化対策推進法第21条第8項に基づき定めるものです。

促進区域は、地球温暖化対策推進法第21条第7項において、国と県がそれぞれ定める基準に従い市町等が設定することとされています。国基準と県環境配慮基準の関係、これら基準と促進区域の関係は、次のイメージ図のとおりです。



国は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして全国一律の基準を定め、県は、国基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全に配慮すべき基準を定めます。

国や県の基準は、除外区域および考慮すべき区域・事項の2つで構成されます。このうち、除外区域は、促進区域に含めない区域として、考慮すべき区域・事項は、促進区域の設定に当たり、地域脱炭素化促進事業の認定の要件として地域の環境の保全の取組みを定めることが必要な区域等として位置づけられます。

市町は、促進区域の設定に当たって、除外区域や考慮すべき区域に該当しない地域を優先し、それぞれの地域の総合計画や施策の状況、環境保全や社会的配慮の必要性を考慮しながら促進区域の候補となる区域の絞り込みを行うとともに、国や県の基準に加え、地域に応じた環境の保全のために必要な取組みを検討します。

なお、再エネ事業の適地誘導という観点からは、こうした促進区域の設定の検討過程や考え方を見える化すること、また促進区域に加え再エネ事業の導入を抑制する区域や地域住民との十分な調整を要する区域を併せて示すことも有効な手段です。

### 3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

県環境配慮基準を定める地域脱炭素化促進施設の種類は次のとおりです。

- ・ 太陽光発電施設<sup>※1</sup> (太陽光を電気に変換するもの)
- ・ 風力発電施設 (風力を電気に変換するものであって、洋上に設置するものを除く)
- ・ 中小水力発電施設<sup>※2</sup> (水力を電気に変換するものであって、その出力が3万kW未満のものに限る)
- ・ バイオマス発電施設 (バイオマス<sup>※3</sup>をエネルギー源として電気に変換するもの)

※1 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものについては、第2章の考慮を要しない。(環境省令第5条の4第2項第5号に基づく適用除外)

※2 貯水池の設置を伴わないものについては、第2章2で定める考慮対象事項のうち、富栄養化・水の濁り・溶存酸素量・水温による影響の考慮を要しない。(環境省令第5条の4第2項第3号に基づく特例事項)

※3 動植物由来の有機物であってエネルギー源として利用することができるもの。

#### 4 基準の考え方

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から定める県環境配慮基準の考え方は、次のとおりです。

<区域として基準を定めるもの>

	概要 <sup>※1</sup>	基準の内容
除外区域	法令等に基づき、その範囲が明確に定義され、 図示されている区域であって、当該区域内に おいて開発行為を制限 <sup>※2</sup> している区域	促進区域に含めない
考慮すべき 区域	次のいずれかの区域であって、環境保全への適 正な配慮が必要と認められる区域 (1) 法令に基づき、その範囲が明確に定義さ れ、図示されている区域 (2) 既往の調査結果を基に、その範囲が定義 されている区域	可能な限り促進区域に含めない 事業計画の検討時に一部の土地 の改変等を回避 影響を予測し、必要な措置を実施 等

※1 区域を定める際の基本とする考え方であり、この他に、発電施設の種類ごとの潜在的な利用可能性等を考慮

※2 例えば、工作物の設置・木竹の伐採・土地造成等の行為を許可制とする区域

<区域として基準を定めないもの>

	概要	基準の内容
考慮すべき 事項	性質上区域として扱えない事項であって、県内 で環境保全への適正な配慮が必要と認められる 事項	影響を予測し、必要な措置を実施 等

#### 5 基準の見直し

環境省令第5条の6第5項の規定に基づき、「福井県環境基本計画」（令和5年3月改定）に掲げる目標および関連する施策の実施状況ならびに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを行うものとします。

## 第2章 県環境配慮基準の内容

### 1 除外区域

太陽光発電施設およびバイオマス発電施設は表2-1に掲げる区域、風力発電施設は表2-2に掲げる区域、中小水力発電施設は表2-3に掲げる区域を除外区域として定めます。

表2-1 除外区域（太陽光発電施設およびバイオマス発電施設）

区域名	区域を定める 法令・条例等	区域を確認する ための情報	県関係機関
砂防指定地	砂防法	関係機関への聴取	砂防防災課
地すべり防止区域	地すべり等防止法	関係機関への聴取 E A D A S	同上
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	関係機関への聴取	同上
保安林	森林法	関係機関への聴取 森ナビふくい	森づくり課
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する 法律	E A D A S	自然環境課
県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	同上	同上	同上
生息地等保護区のうち管理地区※	絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律	同上	同上
国の原生自然環境保全地域※および自然環境保全地域※	自然環境保全法	同上	同上
県の自然環境保全地域	福井県自然環境保全条例	同上	同上
国立・国定公園の特別保護地区※、海城公園地区※、第1種特別地域※、第2種特別地域および第3種特別地域	自然公園法	同上	同上
県立自然公園の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域および第3種特別地域	福井県立自然公園条例	同上	同上
ラムサール条約湿地	ラムサール条約	同上	同上
風致地区	都市計画法	関係機関への聴取	都市計画課

※ 国基準における除外区域

表 2 - 2 除外区域（風力発電施設）

区域名	区域を定める 法令・条例等	区域を確認する ための情報	県関係機関
砂防指定地	砂防法	関係機関への聴取	砂防防災課
地すべり防止区域	地すべり等防止法	関係機関への聴取 E A D A S	同上
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	関係機関への聴取	同上
国有林のうち保護林	森林法	同上	森づくり課
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する 法律	E A D A S	自然環境課
県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	同上	同上	同上
生息地等保護区のうち管理地区※	絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律	同上	同上
国の原生自然環境保全地域※および自然環境保全地域※	自然環境保全法	同上	同上
県の自然環境保全地域	福井県自然環境保全条例	同上	同上
国立・国定公園の特別保護地区※、海城公園地区※、第1種特別地域※、第2種特別地域および第3種特別地域	自然公園法	同上	同上
県立自然公園の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域および第3種特別地域	福井県立自然公園条例	同上	同上
ラムサール条約湿地	ラムサール条約	同上	同上
風致地区	都市計画法	関係機関への聴取	都市計画課

※ 国基準における除外区域

表 2 - 3 除外区域（中小水力発電施設）

区域名	区域を定める 法令・条例等	区域を確認する ための情報	県関係機関
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	E A D A S	自然環境課
県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	同上	同上	同上
生息地等保護区のうち管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	同上	同上
国の原生自然環境保全地域※および自然環境保全地域※	自然環境保全法	同上	同上
県の自然環境保全地域	福井県自然環境保全条例	同上	同上
国立・国定公園の特別保護地区※、海城公園地区※、第1種特別地域※、第2種特別地域および第3種特別地域	自然公園法	同上	同上
県立自然公園の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域および第3種特別地域	福井県立自然公園条例	同上	同上
ラムサール条約湿地	ラムサール条約	同上	同上
風致地区	都市計画法	関係機関への聴取	都市計画課

※ 国基準における除外区域

## 2 考慮すべき区域・考慮すべき事項

各地域脱炭素化促進施設について、表2-4～表2-7に掲げる考慮対象事項ごとに、環境保全上の配慮が必要な地域等を、考慮すべき区域および考慮すべき事項として定めます。

市町等は、各表が示す考慮対象事項ごとに、収集した情報をもとに促進区域の候補となる地域における環境保全上の支障のおそれの有無を確認し、促進区域を定める際の考え方にに基づき、促進区域を定めることとなります。

また、促進区域内で行われる地域脱炭素化促進事業による環境の影響が懸念される場合、地域の環境の保全のための取組みの考え方にに基づき、必要な取組みを定めることとなります。

表 2-4 (1/4) 太陽光発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報 収集の方法	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・病院など保全対象施設および住居の分布状況</li> <li>住宅地図</li> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域の周囲 1 km に当該保全対象施設または住居が存在する場合は、騒音による当該保全対象施設または住居への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設と当該保全対象施設または住居との距離が 1 km 未満となる場合、類似事例との比較などにより事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	A
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の河川、湖沼等の利水状況（水道水源取水地点等の取水状況を含む）</li> <li>河川台帳</li> <li>福井県環境白書</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の濁りによる当該利水への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地の状況および当該利水の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	A
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>県のすぐれた自然で選定された地形・地質が存在する地域（★）</li> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、重要な地形および地質への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地形・地質の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該地形・地質が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、必要に応じて専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害(急傾斜地、地すべり、土石流)の発生原因となり得る土地等の分布状況</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>山地災害危険地区</li> <li>砂防関係事業の実施場所</li> <li>がけ地や沢など</li> </ul> </li> <li>土砂災害警戒区域等管理システム</li> <li>関係機関への聴取（県の各土木事務所等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の安定性への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に土砂災害が発生した場所や砂防関係事業の実施場所など土砂災害の発生原因となり得る土地等は、改変を回避すること。</li> <li>現地の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	A・E

(★)：考慮すべき区域

表 2-4 (2/4) 太陽光発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報 収集の方法	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・病院など保全対象施設および住居の分布状況</li> <li>住宅地図</li> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光による当該保全対象施設または住居への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	A
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な動物の生息地（★）</li> <li>「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>日本の重要湿地 500</li> <li>重要地 里地里山 30</li> <li>保護林、緑の回廊</li> <li>EADAS</li> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生息地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該生息地を含める場合は、生息地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生息地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該生息地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	A
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な植物の生育地（★）</li> <li>「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>日本の重要湿地 500</li> <li>重要地 里地里山 30</li> <li>保護林、緑の回廊</li> <li>EADAS</li> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生育地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該生育地を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生育地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該生育地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	A
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省の植生調査に基づく植生自然度の高い地域（★）</li> <li>現存自然植生図</li> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度 8、9、10 の地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度 9、10 の地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に植生自然度 8 の地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	A

(★)：考慮すべき区域

表 2-4 (3/4) 太陽光発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
	収集の方法			
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定植物群落に選定された地域 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・ やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変区域内に当該地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・ 検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> </ul>			
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省の植生調査に基づくブナ群落 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブナ群落は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・ やむを得ず、促進区域に当該ブナ群落を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変区域内に当該ブナ群落が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・ 検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔 ・ 現存自然植生図 〕</li> <li>・ EADAS</li> </ul>			
巨樹・巨木林の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巨樹・巨木林の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 促進区域内に巨樹・巨木林が存在する場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該巨樹・巨木林は、改変を回避すること。</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> </ul>			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法に基づく国立・国定公園の普通地域 (★)</li> <li>・ 福井県立自然公園条例に基づく県立自然公園の普通地域 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該公園の普通地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・ やむを得ず、促進区域に当該公園の普通地域を含める場合は、公園区域内の主要な眺望点からの眺望景観への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変区域内に当該公園の普通地域が存在する場合は、現地で当該公園区域内の眺望点からの眺望景観を確認の上で、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> </ul>			
眺望点および景観資源の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔 ・ 福井ふるさと百景の選定地点 〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 促進区域内に眺望点および景観資源が存在する場合は、眺望点および景観資源への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該眺望点は、改変を回避すること。</li> <li>・ 改変区域内に当該景観資源が存在する場合は、現地で主要な眺望点からの眺望景観を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関への聴取（県文化課）</li> </ul>			

(★)：考慮すべき区域

表 2-4 (4/4) 太陽光発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況</li> <li>〔中部北陸自然歩道、近畿自然歩道の各整備計画〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該活動の場が存在する場合、当該利用状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>			
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第 15 条の 17 に基づく指定区域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域に当該指定区域を含める場合は、周辺的生活環境への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該指定区域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	B・C
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への聴取（県循環社会推進課）</li> </ul>			

（★）：考慮すべき区域

表 2-5 (1/4) 風力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・病院など保全対象施設および住居の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音による当該保全対象施設または住居への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査により、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	F・G
	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地図</li> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>			
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の河川、湖沼等の利水状況（水道水源取水地点等の取水状況を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の濁りによる当該利水への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地の状況および当該利水の状況を確認の上で、類似事例との比較などにより事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	H
	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川台帳</li> <li>福井県環境白書</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>			
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>県のすぐれた自然で選定された地形・地質が存在する地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域は、可能な限り回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、重要な地形および地質への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地形・地質の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該地形・地質が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、必要に応じて専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>			
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安林（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域に保安林を含める場合は、保安林の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該保安林が存在する場合は、関係機関と協議の上、保安林の指定の目的達成に支障を及ぼさないよう、必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	K
	<ul style="list-style-type: none"> <li>森ナビふくい</li> <li>関係機関への聴取（県森づくり課）</li> </ul>			
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害（急傾斜地、地すべり、土石流）の発生原因となり得る土地等の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の安定性への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に土砂災害が発生した場所や砂防関係事業の実施場所など土砂災害の発生原因となり得る土地等は、改変を回避すること。</li> <li>現地の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	M
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等管理システム</li> <li>関係機関への聴取（県の各土木事務所等）</li> </ul>			

(★)：考慮すべき区域

表 2-5 (2/4) 風力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
風車の影による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・病院など保全対象施設および住居の分布状況</li> <li>住宅地図</li> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風車の影による当該保全対象施設または住居への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地の状況を確認の上で、現地調査により事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	H
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な動物の生息地 (★)</li> <li>「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>日本の重要湿地 500</li> <li>重要地 里地里山 30</li> <li>緑の回廊</li> <li>EADAS</li> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生息地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該生息地を含める場合は、生息地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生息地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該生息地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	H・I・J
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥類の渡りの状況</li> <li>「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」</li> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡りへの影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	H・I・J
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な植物の生育地 (★)</li> <li>「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>日本の重要湿地 500</li> <li>重要地 里地里山 30</li> <li>緑の回廊</li> <li>EADAS</li> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生育地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該生育地を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生育地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該生育地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	H

(★)：考慮すべき区域

表 2-5 (3/4) 風力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
	収集の方法			
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省の植生調査に基づく植生自然度の高い地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度 8、9、10 の地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度 9、10 の地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に植生自然度 8 の地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	H
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現存自然植生図</li> </ul>			
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定植物群落に選定された地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	H
	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>			
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省の植生調査に基づくブナ群落（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブナ群落は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該ブナ群落を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該ブナ群落が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	H
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現存自然植生図</li> </ul>			
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巨樹・巨木林の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該巨樹・巨木林は、改変を回避すること。</li> </ul>	H
	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園法に基づく国立・国定公園の普通地域（★）</li> <li>福井県立自然公園条例に基づく県立自然公園の普通地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該公園の普通地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該公園の普通地域を含める場合は、公園区域内の主要な眺望点からの眺望景観への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該公園の普通地域が存在する場合は、現地で当該公園区域内の眺望点からの眺望景観を確認の上で、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	H・L
	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>			

(★)：考慮すべき区域

表 2-5 (4/4) 風力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
	収集の方法			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望点および景観資源の分布状況</li> <li>〔福井ふるさと百景の選定地点〕</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への聴取（県文化課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域から概ね 10km の範囲に眺望点および景観資源が存在する場合は、眺望点および景観資源への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該眺望点は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該景観資源が存在する場合は、現地で主要な眺望点からの眺望景観を確認の上で、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	H・L
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況</li> <li>〔中部北陸自然歩道、近畿自然歩道の各整備計画〕</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該活動の場が存在する場合、当該利用状況を確認の上で、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	D
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第 15 条の 17 に基づく指定区域（★）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への聴取（県循環社会推進課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該指定区域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該指定区域を含める場合は、周辺の生活環境への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該指定区域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	C

（★）：考慮すべき区域

表 2-6 (1/4) 中小水力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
水の汚れによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の河川、湖沼等の利水状況（水道水源取水地点等の取水状況を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の汚れによる当該利水への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の状況および当該利水の状況を確認の上で、類似事例との比較などにより事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川台帳</li> <li>・福井県環境白書</li> <li>・関係機関への聴取</li> </ul>			
富栄養化・水の濁り・溶存酸素量・水温による影響 〔注〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の河川、湖沼等の利水状況（水道水源取水地点等の取水状況を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富栄養化、水の濁り、溶存酸素量および水温による当該利水への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の状況および当該利水の状況を確認の上で、類似事例との比較などにより事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川台帳</li> <li>・福井県環境白書</li> <li>・関係機関への聴取</li> </ul>			
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県のすぐれた自然で選定された地形・地質が存在する地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、重要な地形および地質への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地形・地質の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>・改変区域内に当該地形・地質が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、必要に応じて専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>・関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>			
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域に砂防指定地を含める場合は、砂防指定地の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変区域内に当該砂防指定地が存在する場合は、関係機関と協議の上、砂防指定地の指定の目的達成に支障を及ぼさないよう、必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	N・O・P
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への聴取（県の各土木事務所等）</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり防止区域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域に地すべり防止区域を含める場合は、地すべり防止区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変区域内に当該地すべり防止区域が存在する場合は、関係機関と協議の上、地すべり防止区域の指定の目的達成に支障を及ぼさないよう、必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	N・O・P
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への聴取（県の各土木事務所等）</li> </ul>			

〔注〕：貯水池の設置を伴わないものについては考慮を要しない

（★）：考慮すべき区域

表 2-6 (2/4) 中小水力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊危険区域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域に急傾斜地崩壊危険区域を含める場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該急傾斜地崩壊危険区域が存在する場合は、関係機関と協議の上、急傾斜地崩壊危険区域の指定の目的達成に支障を及ぼさないよう、必要な措置を講じた計画とすること。</li> </ul>	N・P
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への聴取（県の各土木事務所等）</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安林（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域に保安林を含める場合は、保安林の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変区域内に当該保安林が存在する場合は、関係機関と協議の上、保安林の指定の目的達成に支障を及ぼさないよう、必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	K
	<ul style="list-style-type: none"> <li>森ナビふくい</li> <li>関係機関への聴取（県森づくり課）</li> </ul>			
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害（急傾斜地、地すべり、土石流）の発生原因となり得る土地等の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の安定性への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に土砂災害が発生した場所や砂防関係事業の実施場所など土砂災害の発生原因となり得る土地等は、改変を回避すること。</li> <li>現地の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	N・P・R
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>山地災害危険地区</li> <li>砂防関係事業の実施場所</li> <li>がけ地や沢など</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等管理システム</li> <li>関係機関への聴取（県の各土木事務所等）</li> </ul>			
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な動物の生息地（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生息地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該生息地を含める場合は、生息地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該生息地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該生息地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>取水地点と放水地点の区間ならびに新たに貯水池を設置する場合にあっては湛水範囲および河川等が分断される場所は、現地の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>日本の重要湿地 500</li> <li>重要地 里地里山 30</li> <li>保護林、緑の回廊</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>			

（★）：考慮すべき区域

表 2-6 (3/4) 中小水力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
	収集の方法			
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な植物の生育地（★）</li> <li>〔「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>・日本の重要湿地 500</li> <li>・重要地 里地里山 30</li> <li>・保護林、緑の回廊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生育地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該生育地を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生育地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>・改変区域内に当該生育地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・取水地点と放水地点の区間および新たに貯水池を設置する場合にあつては湛水範囲は、現地の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>・関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>			
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省の植生調査に基づく植生自然度の高い地域（★）</li> <li>〔・現存自然植生図〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度 8、9、10 の地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度 9、10 の地域は、改変を回避すること。</li> <li>・改変区域内に植生自然度 8 の地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>			
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定植物群落に選定された地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変区域内に当該地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>			
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省の植生調査に基づくブナ群落（★）</li> <li>〔・現存自然植生図〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブナ群落は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該ブナ群落を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変区域内に当該ブナ群落が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>			
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巨樹・巨木林の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域内に巨樹・巨木林が存在する場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該巨樹・巨木林は、改変を回避すること。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>			

(★)：考慮すべき区域

表 2-6 (4/4) 中小水力発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法に基づく国立・国定公園の普通地域（★）</li> <li>・福井県立自然公園条例に基づく県立自然公園の普通地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域に当該公園の普通地域を含める場合は、普通地域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変区域内に当該公園の普通地域が存在する場合は、現地で当該公園区域内の眺望点からの眺望景観を確認の上で、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	Q
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望点および景観資源の分布状況</li> <li>〔・福井ふるさと百景の選定地点〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域内に眺望点および景観資源が存在する場合は、眺望点および景観資源への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該眺望点は、改変を回避すること。</li> <li>・改変区域内に当該景観資源が存在する場合は、現地で主要な眺望点からの眺望景観を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	Q
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への聴取（県文化課）</li> </ul>				
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況</li> <li>〔・中部北陸自然歩道、近畿自然歩道の各整備計画〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変区域内に当該活動の場が存在する場合は、当該利用状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>			
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法第 15 条の 17 に基づく指定区域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域に当該指定区域を含める場合は、指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変区域内に当該指定区域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	C
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への聴取（県循環社会推進課）</li> </ul>			

（★）：考慮すべき区域

表 2-7 (1/4) バイオマス発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
大気質による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・病院など保全対象施設および住居の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域の周囲に当該保全対象施設または住居が存在する場合は、大気質による当該保全対象施設または住居への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス発電施設の周囲に当該保全対象施設または住居が存在する場合は、現地調査により事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	S
	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地帯</li> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>			
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・病院など保全対象施設および住居の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域の周囲に当該保全対象施設または住居が存在する場合は、騒音による当該保全対象施設または住居への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス発電施設の周囲に当該保全対象施設または住居が存在する場合は、現地調査により事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	S
	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地帯</li> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>			
悪臭による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・病院など保全対象施設および住居の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域の周囲に当該保全対象施設または住居が存在する場合は、悪臭による当該保全対象施設または住居への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス発電施設の周囲に当該保全対象施設または住居が存在する場合は、現地調査により事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	S
	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地帯</li> <li>EADAS</li> <li>関係機関への聴取</li> </ul>			
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>県のすぐれた自然で選定された地形・地質が存在する地域（★）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、重要な地形および地質への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地形・地質の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>改変区域内に当該地形・地質が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>検討に当たっては、必要に応じて専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>			

(★)：考慮すべき区域

表 2-7 (2/4) バイオマス発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報 ----- 収集の方法	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害(急傾斜地、地すべり、土石流)の発生原因となり得る土地等の分布状況</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域</li> <li>・土砂災害特別警戒区域</li> <li>・山地災害危険地区</li> <li>・砂防関係事業の実施場所</li> <li>・がけ地や沢など</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等管理システム</li> <li>・関係機関への聴取（県の各土木事務所等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の安定性への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に土砂災害が発生した場所や砂防関係事業の実施場所など土砂災害の発生原因となり得る土地等は、改変を回避すること。</li> <li>・現地の状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	T
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響  地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な動物の生息地（★）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>・日本の重要湿地 500</li> <li>・重要地 里地里山 30</li> <li>・保護林、緑の回廊</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>・関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生息地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該生息地を含める場合は、生息地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生息地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>・改変区域内に当該生息地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響  地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な植物の生育地（★）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報</li> <li>・日本の重要湿地 500</li> <li>・重要地 里地里山 30</li> <li>・保護林、緑の回廊</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・福井県のすぐれた自然データベース</li> <li>・関係機関への聴取（県自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生育地は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該生育地を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生育地の存在が明らかな地域は、改変を回避すること。</li> <li>・改変区域内に当該生育地が存在する可能性がある場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省の植生調査に基づく植生自然度の高い地域（★）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現存自然植生図</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度 8、9、10 の地域は、可能な限り、回避すること。</li> <li>・やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度 9、10 の地域は、改変を回避すること。</li> <li>・改変区域内に植生自然度 8 の地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D

(★)：考慮すべき区域

表 2-7 (3/4) バイオマス発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考指針等
	収集の方法			
植物の重要な種及び注目すべき生育地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定植物群落に選定された地域 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域は、可能な限り回避すること。</li> <li>・ やむを得ず、促進区域に当該地域を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変区域内に当該地域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・ 検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> </ul>			
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省の植生調査に基づくブナ群落 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブナ群落は、可能な限り回避すること。</li> <li>・ やむを得ず、促進区域に当該ブナ群落を含める場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変区域内に当該ブナ群落が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> <li>・ 検討に当たっては、専門家等への意見聴取を行うこと。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現存自然植生図</li> <li>・ EADAS</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巨樹・巨木林の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 促進区域内に巨樹・巨木林が存在する場合は、生育地等への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該巨樹・巨木林は、改変を回避すること。</li> </ul>	D
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> </ul>			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法に基づく国立・国定公園の普通地域 (★)</li> <li>・ 福井県立自然公園条例に基づく県立自然公園の普通地域 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該公園の普通地域は、可能な限り回避すること。</li> <li>・ やむを得ず、促進区域に当該公園の普通地域を含める場合は、公園区域内の主要な眺望点からの眺望景観への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変区域内に当該公園の普通地域が存在する場合は、現地で当該公園区域内の眺望点からの眺望景観を確認の上で、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	L
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眺望点および景観資源の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 促進区域の周囲に眺望点および景観資源が存在する場合は、眺望点および景観資源への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該眺望点は、改変を回避すること。</li> <li>・ 改変区域内に当該景観資源が存在する場合は、現地で主要な眺望点からの眺望景観を確認の上で、影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。</li> </ul>	L
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福井ふるさと百景の選定地点</li> <li>・ 関係機関への聴取（県文化課）</li> </ul>			

(★)：考慮すべき区域

表 2-7 (4/4) バイオマス発電施設

考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組み（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方	参考 指針等
	収集の方法			
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況 ・中部北陸自然歩道、近畿自然歩道の各整備計画	・人と自然との触れ合いの活動の場への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。	・改変区域内に当該活動の場が存在する場合は、当該利用状況を確認の上で、必要に応じて事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。	D
	・EADAS ・関係機関への聴取（県自然環境課）			
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	・廃棄物処理法第15条の17に基づく指定区域（★）	・当該指定区域は、可能な限り回避すること。 ・やむを得ず、促進区域に当該指定区域を含める場合は、周辺的生活環境への影響が回避または極力低減されるよう、考慮すること。	・改変区域内に当該指定区域が存在する場合は、現地調査により現状を把握の上、事業による影響の程度を予測し、その結果に応じて必要な措置を講じた事業計画とすること。	C
	・関係機関への聴取（県循環社会推進課）			

（★）：考慮すべき区域

## ○各項目の解説

### 【考慮対象事項】

促進区域を定めるに当たり考慮を要する事項として、施設の設置等に伴い影響が懸念される環境要素を定めています。

### 【収集すべき情報】

考慮対象事項の影響を検討する際に、事前に収集すべき情報を定めています。市町が地域ごとに定める情報については県環境配慮基準に定めていないため、収集すべき情報に関連する情報がある場合には、併せて収集することが必要です。

(具体例)

- ・騒音による影響等 : 都市計画法に基づく用途地域やその指定経緯に関する情報
- ・水質への影響 : 水源涵養地域や水道原水取水地点など利水に関する情報
- ・景観への影響 : 景観計画や景観保全地域、観光地や文化財など眺望点や景観資源に関する情報
- ・人と自然との触れ合いの活動の場への影響 : 遊歩道・登山道およびそれらの利用状況に関する情報

### 【収集の方法】

収集すべき情報を収集するための情報源を定めています。ウェブサイトの内容は最新の情報が反映されていない可能性があるため、関係機関に確認が必要です。

### 【促進区域を定める際の考え方】

促進区域の設定の際に、考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方を定めています。

考慮すべき区域は、環境の保全を優先的に検討すべき区域ですが、特に、考慮すべき区域のうち、「可能な限り回避すること」としている区域は、促進区域の設定時に回避できない場合に、関係機関との協議や専門家等への意見聴取を行うなど、慎重な検討が必要です。また、促進区域に関係法令に基づき指定された区域を含めようとする場合においても、関係機関との協議が必要です。

### 【地域の環境の保全のための取組みの考え方】

促進区域に、考慮すべき区域や考慮すべき事項に該当する地点等が含まれる場合、促進区域で行われる地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全の取組みとして、市町等が認定の要件として定める適切な措置の内容を定めています。

適切な措置の内容の検討に当たっては、参考指針等を基本とする必要があります。また、考慮対象事項によっては、専門家等への意見聴取を行うことも必要です。

### 【参考指針等】

促進区域を定める際の考え方または地域の環境の保全のための取組みの考え方の検討に当たり参考となる指針等を示しています。なお、具体的な指針は、巻末に参考資料「2 参考となる指針等」として掲載しています。

### 第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項

#### 1 促進区域の設定に係る留意事項

- ・促進区域の設定に当たっては、住民や関係行政機関、関係事業者等で構成する協議会等の活用などにより、関係者が地域の実情を共有し、丁寧な合意形成を図りながら区域を抽出するとともに、地域の住民・事業者のニーズや実施可能性を十分に把握して、地域の経済および社会の持続的発展に資する取組みを検討すること
- ・地域脱炭素化促進事業の実施に伴う環境への影響が、隣接する市町（県外の市町を含む）に及ぶおそれがあると考えられる場合には、当該市町と十分な調整を行うこと
- ・地域の環境の保全のための取組みは、整備する地域脱炭素化促進施設の種類や規模に応じて、当該施設の設置に伴う工事の実施による影響や事業終了後の対応も含めて、検討を行うこと
- ・促進区域で行われる地域脱炭素化促進事業は、ワンストップ化特例<sup>※</sup>の対象となり、市町等が、当該事業の認定時に許認可権者の同意を得る必要があることから、促進区域に事業の実施に許認可等を要する区域が含まれる場合には、当該区域の最新の指定状況や認定要件の確認など、事前に関係機関と十分な協議、調整を行うこと
- ・除外区域等として掲げる区域については、促進区域の設定後に新たに指定される可能性があるため、促進区域の設定後も、適宜、情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関との協議、調整を行うこと

※市町等が認定する地域脱炭素化促進事業について関係許可等の行政手続を一本化し、市町等が一括して手続を行うことを可能とする特例

#### 2 地域の環境の保全のための取組みの設定に係る留意事項

市町等は、「地域の環境の保全のための取組み」を地域脱炭素化促進事業の認定の要件とすることを踏まえて、次のことに留意するとともに、事業者に対しても、これらの事項を求めることが重要です。

- ・最新の情報等に基づき検討を行うこと
- ・促進区域で行われる地域脱炭素化促進事業について、事業者が講じる具体的な措置の検討に当たっては、環境への影響を回避または低減する措置を優先し、代償措置を優先しないこと
- ・地域の環境の保全のための取組みの検討過程は、可能な限り明らかにするとともに、講じようとする措置の妥当性が確認できるよう調査や予測の結果を整理すること

# 参 考 资 料

## 1 県環境配慮基準に基づくゾーニングマップ

＜ゾーニングマップの留意事項＞

- 県環境配慮基準のうち、除外区域と一部の考慮すべき区域を示したものです。考慮すべき区域のうち地図データが存在しないものや希少種保護の観点から秘匿性が高いもの、また考慮すべき事項（学校や病院の位置など区域として扱えないもの）は示していません。
  
- 原典資料を基に二次的に作成したデータであり、位置精度は原典資料に依存します。
  
- 県環境配慮基準策定時点の情報を基に作成したものであるため、最新の情報確認が必要です。

# ゾーニングマップ（太陽光発電施設・バイオマス発電施設）

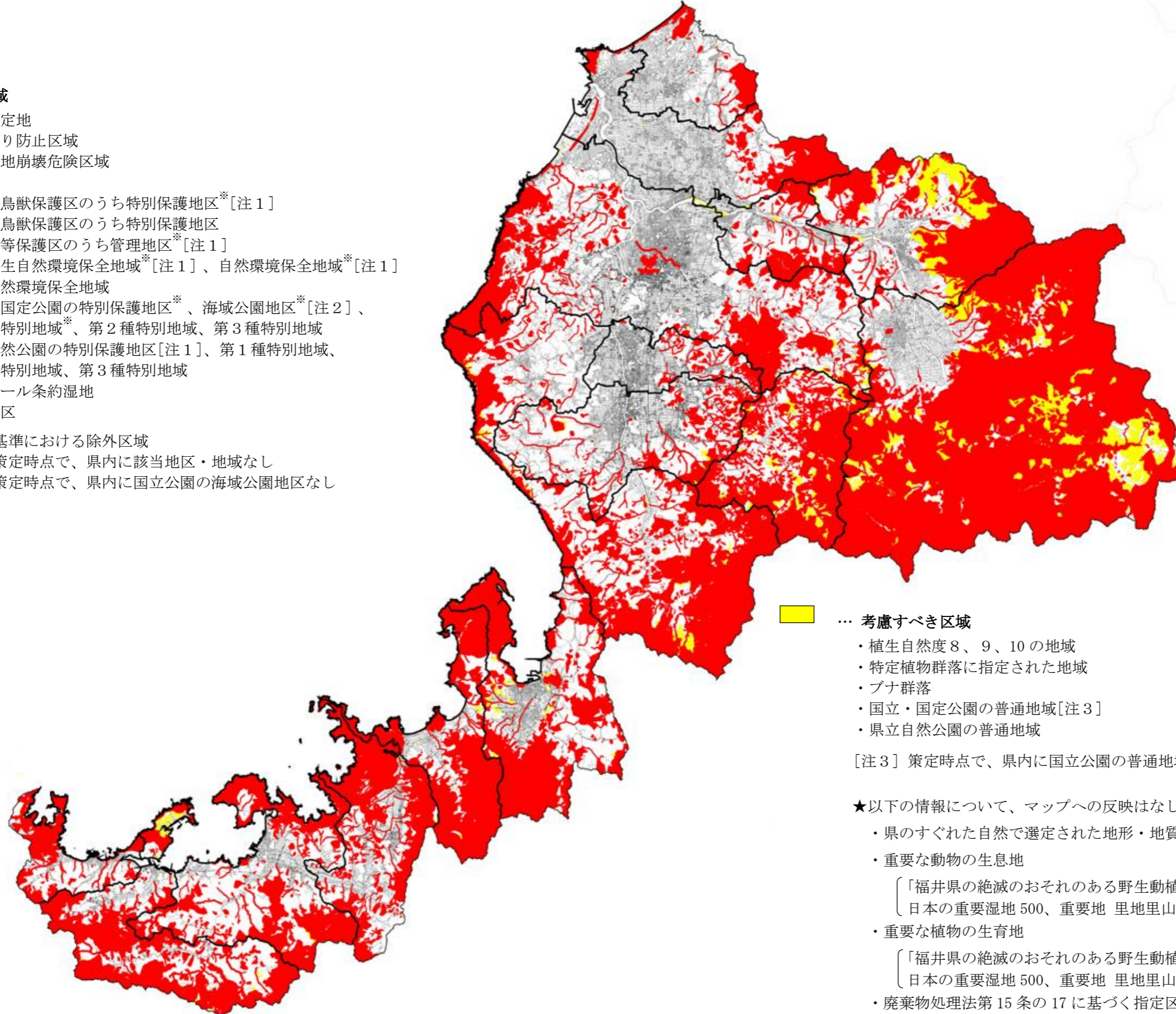
## … 除外区域

- ・砂防指定地
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・保安林
- ・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区<sup>※</sup>[注1]
- ・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ・生息地等保護区のうち管理地区<sup>※</sup>[注1]
- ・国の原生自然環境保全地域<sup>※</sup>[注1]、自然環境保全地域<sup>※</sup>[注1]
- ・県の自然環境保全地域
- ・国立・国定公園の特別保護地区<sup>※</sup>、海城公園地区<sup>※</sup>[注2]、第1種特別地域<sup>※</sup>、第2種特別地域、第3種特別地域
- ・県立自然公園の特別保護地区[注1]、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域
- ・ラムサール条約湿地
- ・風致地区

※ 国基準における除外区域

[注1] 策定時点で、県内に該当地区・地域なし

[注2] 策定時点で、県内に国立公園の海城公園地区なし



## … 考慮すべき区域

- ・植生自然度8、9、10の地域
- ・特定植物群落に指定された地域
- ・ブナ群落
- ・国立・国定公園の普通地域[注3]
- ・県立自然公園の普通地域

[注3] 策定時点で、県内に国立公園の普通地域なし

★以下の情報について、マップへの反映はなし

- ・県のすぐれた自然で選定された地形・地質が存在する地域
- ・重要な動物の生息地

〔「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報  
日本の重要湿地500、重要地 里地里山30、保護林、緑の回廊〕

- ・重要な植物の生育地

〔「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報  
日本の重要湿地500、重要地 里地里山30、保護林、緑の回廊〕

- ・廃棄物処理法第15条の17に基づく指定区域
- ・市町が所管する区域情報

# ゾーニングマップ（風力発電施設）

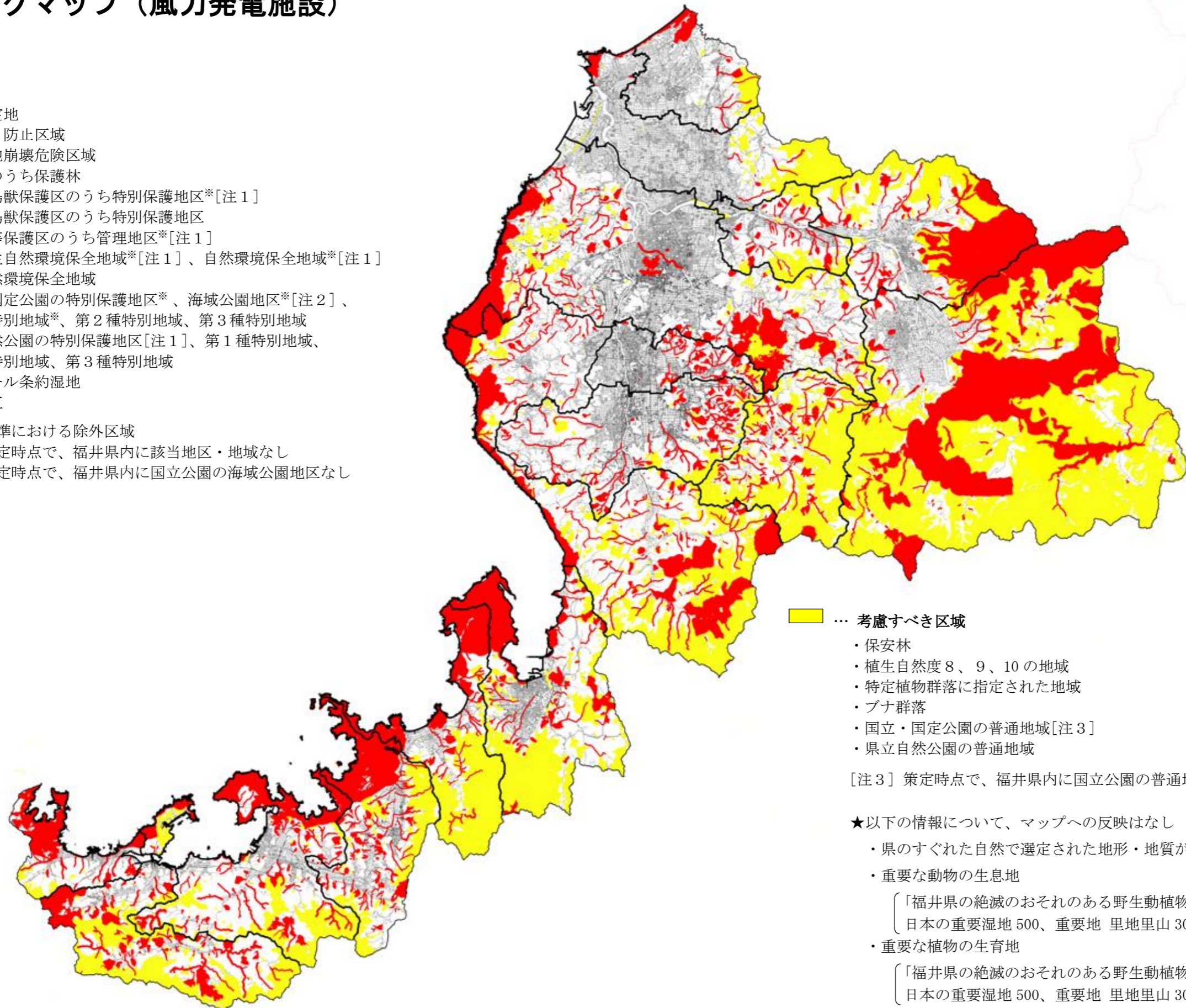
**■ … 除外区域**

- ・砂防指定地
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・国有林のうち保護林
- ・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※[注1]
- ・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ・生息地等保護区のうち管理地区※[注1]
- ・国の原生自然環境保全地域※[注1]、自然環境保全地域※[注1]
- ・県の自然環境保全地域
- ・国立・国定公園の特別保護地区※、海城公園地区※[注2]、第1種特別地域※、第2種特別地域、第3種特別地域
- ・県立自然公園の特別保護地区[注1]、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域
- ・ラムサール条約湿地
- ・風致地区

※ 国基準における除外区域

[注1] 策定時点で、福井県内に該当地区・地域なし

[注2] 策定時点で、福井県内に国立公園の海城公園地区なし



**■ … 考慮すべき区域**

- ・保安林
- ・植生自然度8、9、10の地域
- ・特定植物群落に指定された地域
- ・ブナ群落
- ・国立・国定公園の普通地域[注3]
- ・県立自然公園の普通地域

[注3] 策定時点で、福井県内に国立公園の普通地域なし

★以下の情報について、マップへの反映はなし

- ・県のすぐれた自然で選定された地形・地質が存在する地域

- ・重要な動物の生息地

〔「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報  
日本の重要湿地500、重要地 里地里山30、緑の回廊〕

- ・重要な植物の生育地

〔「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報  
日本の重要湿地500、重要地 里地里山30、緑の回廊〕

- ・廃棄物処理法第15条の17に基づく指定区域

- ・市町が所管する区域情報

# ゾーニングマップ（中小水力発電施設）

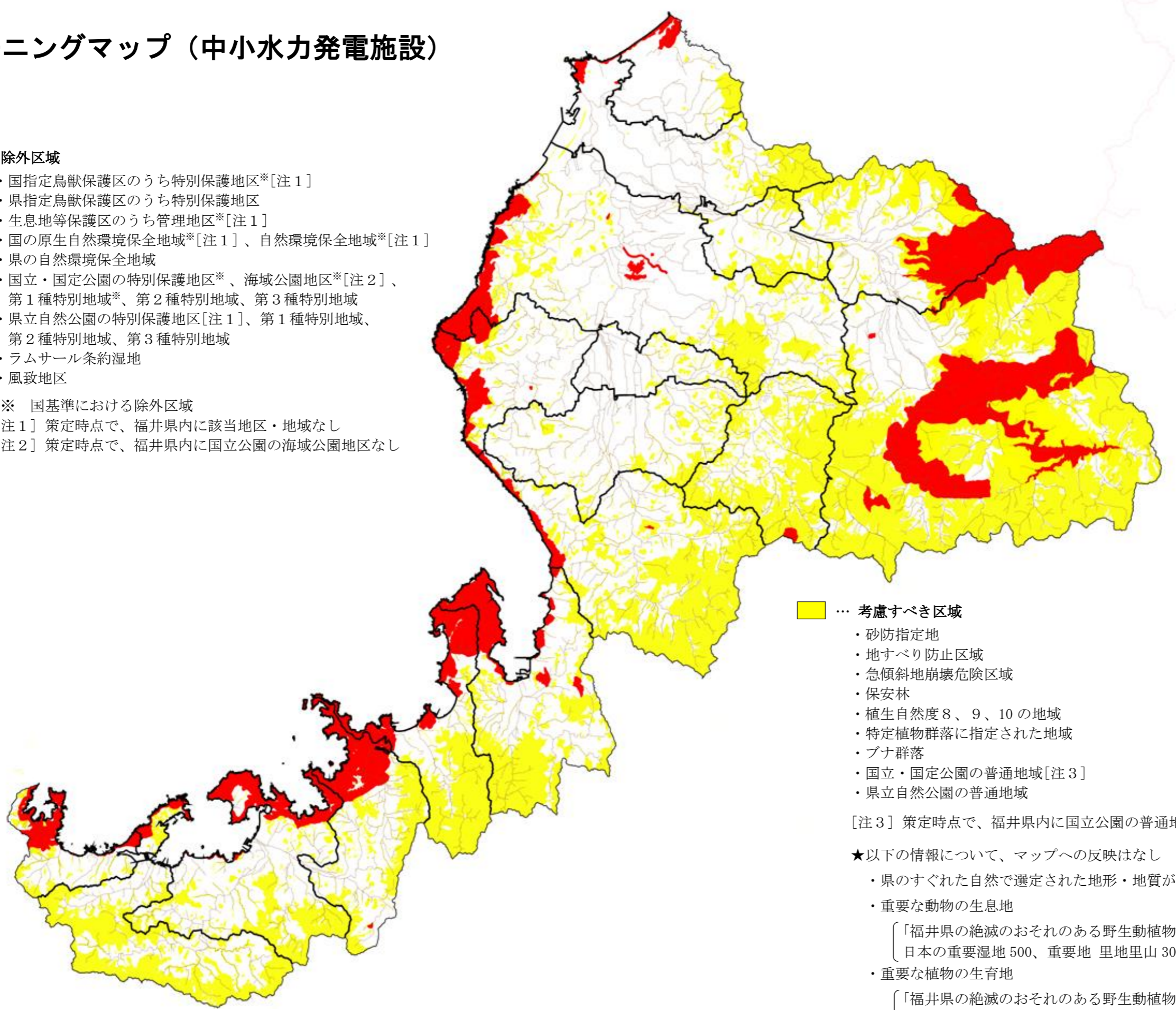
## ■ … 除外区域

- ・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※[注1]
- ・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ・生息地等保護区のうち管理地区※[注1]
- ・国の原生自然環境保全地域※[注1]、自然環境保全地域※[注1]
- ・県の自然環境保全地域
- ・国立・国定公園の特別保護地区※、海域公園地区※[注2]、第1種特別地域※、第2種特別地域、第3種特別地域
- ・県立自然公園の特別保護地区[注1]、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域
- ・ラムサール条約湿地
- ・風致地区

※ 国基準における除外区域

[注1] 策定時点で、福井県内に該当地区・地域なし

[注2] 策定時点で、福井県内に国立公園の海域公園地区なし



## ■ … 考慮すべき区域

- ・砂防指定地
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・保安林
- ・植生自然度8、9、10の地域
- ・特定植物群落に指定された地域
- ・ブナ群落
- ・国立・国定公園の普通地域[注3]
- ・県立自然公園の普通地域

[注3] 策定時点で、福井県内に国立公園の普通地域なし

★以下の情報について、マップへの反映はなし

- ・県のすぐれた自然で選定された地形・地質が存在する地域
- ・重要な動物の生息地

〔「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報  
日本の重要湿地 500、重要地 里地里山 30、保護林、緑の回廊〕

- ・重要な植物の生育地

〔「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」などに係る県自然環境課が有する情報  
日本の重要湿地 500、重要地 里地里山 30、保護林、緑の回廊〕

- ・廃棄物処理法第15条の17に基づく指定区域

- ・市町が所管する区域情報

## 2 参考となる指針等

### <太陽光発電施設>

- A 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月 環境省）
- B 廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン（平成29年3月 環境省）
- C 最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）
- D 発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省 産業保安グループ電力安全課）
- E 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

### <風力発電施設>

- C 最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）
- D 発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省 産業保安グループ電力安全課）
- F 風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成29年 環境省）
- G 風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（環水大大発第1705261号）
- H 風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集（平成29年 環境影響評価審査の検証 風力発電所事例集 検討委員会）
- I 風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（令和6年 環境省大臣官房環境影響評価課）
- J 海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）（令和4年 環境省自然環境局 野生生物課）
- K 保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）（令和7年4月改訂版）
- L 国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月 環境省）
- M 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁）

### <中小水力発電施設>

- C 最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）
- D 発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省 産業保安グループ電力安全課）
- K 保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）（令和7年4月改訂版）
- N 河川砂防技術基準（国土交通省）
- O 砂防指定地及び地すべり防止区域内における開発審査基準（案）
- P 既設砂防堰堤を活用した小水力発電の手引き（令和6年7月 環境省、国土交通省）
- Q 砂防関係事業における景観形成ガイドライン（平成19年 国土交通省）
- R 事業計画策定ガイドライン（中小水力発電）（資源エネルギー庁）

### <バイオマス発電施設>

- C 最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）
- D 発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省 産業保安グループ電力安全課）
- L 国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月 環境省）
- S 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）
- T 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（資源エネルギー庁）

### 3 用語等

#### 法令等

正式名称	略称・表記
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)	地球温暖化対策推進法
地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(平成 11 年総理府令第 31 号)	環境省令

#### 用語の定義・解説

用語	定義・解説
地域脱炭素化促進施設	太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの(地球温暖化対策推進法第2条第6項)
地域脱炭素化促進事業	地域脱炭素化促進施設の整備と地域の脱炭素化のための取組みを一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組みおよび地域の経済および社会の持続的発展に資する取組みを併せて行う事業(地球温暖化対策推進法第2条第6項)
促進区域	市町が地方公共団体実行計画において定めるよう努めるものとされる地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(地球温暖化対策推進法第 21 条第5項第2号)
国基準	促進区域の設定に関し、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして国が定める基準(地球温暖化対策推進法第 21 条第7項)
国基準における除外区域	全国一律で促進区域に含めないこととする区域(環境省令第5条の2第1項第1号)
国基準における考慮すべき区域	促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域(環境省令第5条の2第1項第2号)
国基準における考慮すべき事項	促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項(環境省令第5条の2第1項第3号)
県環境配慮基準	国基準に即して、福井県が地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める基準(地球温暖化対策推進法第 21 条第8項)
環境配慮事項	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項(環境省令第5条の4第2項第2号)
考慮対象事項	環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項(環境省令第5条の4第2項第2号)
県除外区域	促進区域に含めることが適切でないとして認められる区域(環境省令第5条の4第2項第1号)
県考慮すべき区域	考慮対象事項のうち、区域に係る基準(環境省令第5条の4第2項第2号)
県考慮すべき事項	考慮対象事項のうち、考慮すべき区域以外の基準(環境省令第5条の4第2項第2号)
特例事項	地域脱炭素化促進施設の規模または設置の形態もしくは場所等を勘案して、県基準のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるもの(環境省令第5条の4第2項第3号)
適用除外	県基準のいずれの項目も考慮を要しないと認められる地域脱炭素化促進施設の規模または設置の形態もしくは場所等(環境省令第5条の4第2項第5号)

用語	定義・解説
学校・病院など保全対象施設	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条の学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第7条第1項の保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の5第1項の病院もしくは同条第2項の診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第2条第1項の図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第5条の3の特別養護老人ホームまたは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第7項の幼保連携型認定こども園
重要な動物	下表「重要な動植物の選定内容」において選定された種
重要な植物	下表「重要な動植物の選定内容」において選定された種
EADAS	環境省が整備している、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で閲覧できる地理情報システム(GIS)で提供しているデータベース
REPOS	環境省が整備している、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報等を提供しているデータベース

#### 重要な動植物の選定内容

法令・文献名	選定種	動物	植物
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・天然記念物	○	○
福井県文化財保護条例(昭和 45 年条例第 39 号)	・福井県指定天然記念物	○	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第 75 号)	・国内希少野生動植物種 ・緊急指定種	○	○
環境省レッドリスト(環境省 令和2年3月、令和7年3月(※植物・菌類))	・絶滅、野生絶滅 ・絶滅危惧種Ⅰ類 ・絶滅危惧種ⅠA類 ・絶滅危惧種ⅠB類 ・絶滅危惧種Ⅱ類 ・準絶滅危惧種	○	○
福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016(福井県 平成 28 年3月)	・県域絶滅 ・絶滅危惧種Ⅰ類 ・絶滅危惧種Ⅱ類 ・県準絶滅危惧	○	○
福井県のすぐれた自然(動物編)(福井県 平成 11 年)	・全国レベルで重要または県レベルで特に重要なもの ・県レベルで重要なもの	○	
福井県のすぐれた自然(植物編)(福井県 平成 11 年)	・全国レベルで重要または県レベルで特に重要なもの ・県レベルで重要なもの		○

[ 発行 ] 福井県エネルギー環境部環境政策課  
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番地1号  
TEL 0776-20-0301 FAX 0776-20-0734  
E-mail kankyou@pref.fukui.lg.jp  
URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/index.html>